

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成28年12月8日(2016.12.8)

【公開番号】特開2015-93418(P2015-93418A)

【公開日】平成27年5月18日(2015.5.18)

【年通号数】公開・登録公報2015-033

【出願番号】特願2013-233737(P2013-233737)

【国際特許分類】

B 41 J 2/01 (2006.01)

【F I】

B 41 J 3/04 101Z

【手続補正書】

【提出日】平成28年10月24日(2016.10.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プラテンと、

ノズル面を有し、前記ノズル面と前記プラテンとの間のギャップが第1距離となる第1位置と前記ギャップが前記第1距離よりも短い第2距離となる第2位置との間を移動する印刷ヘッドと、

前記印刷ヘッドを前記第1位置と前記第2位置との間で移動可能に支持するフレームを備えるキャリッジと、

前記ノズル面と前記プラテンとが対向する対向位置および前記ノズル面と前記プラテンとが対向しない待機位置の間で、前記キャリッジを移動させるキャリッジ移動機構と、

前記キャリッジが前記対向位置に位置するときに、前記第1位置に位置する前記印刷ヘッドを前記第2位置に移動させる印刷ヘッド移動機構と、

を有することを特徴とするラインプリンター。

【請求項2】

請求項1において、

前記キャリッジ移動機構は、前記キャリッジを、前記ノズル面と前記プラテンとが対向する方向と直交する方向に移動させることを特徴とするラインプリンター。

【請求項3】

請求項1において、

前記キャリッジは、前記印刷ヘッドを、前記第2位置から前記第1位置に向かう方向に付勢する付勢部材を備え、

前記印刷ヘッド移動機構は、前記付勢部材の付勢力に抗して前記印刷ヘッドを前記第1位置から前記第2位置に移動させることを特徴とするラインプリンター。

【請求項4】

請求項1から3のいずれかの項において、

前記第2位置に位置する前記印刷ヘッドによって前記プラテン上の記録紙に印刷が行われることを特徴とするラインプリンター。

【請求項5】

請求項4において、

前記印刷ヘッドが前記第2位置に配置されたときに、前記印刷ヘッドおよび前記プラテ

ンに当接するギャップ形成部材を有することを特徴とするラインプリンター。

【請求項 6】

請求項 4において、

前記印刷ヘッドおよび前記プラテンの少なくとも一方に、前記印刷ヘッドが前記第2位置に位置するときに他方に当接するギャップ形成用突部が設けられていることを特徴とするラインプリンター。

【請求項 7】

請求項 1ないし 6のいずれかの項において、

前記キャリッジは、前記印刷ヘッドの、前記第1位置と前記第2位置との間の移動をガイドするガイド機構を備えており、

前記ガイド機構は、前記印刷ヘッドおよび前記フレームの一方に設けられたガイド溝と、他方に設けられて前記ガイド溝に挿入されるガイドローラーと、を備えていることを特徴とするラインプリンター。

【請求項 8】

請求項 7において、

前記ガイド溝は、前記ノズル面と前記プラテンとが対向する方向に延設されており、前記プラテンに近い側に前記ガイドローラーの幅寸法と実質的に同一の第1溝幅寸法を備える第1溝部分と、前記プラテンから遠い側に前記第1溝幅寸法よりも長い第2溝幅寸法を有する第2溝部分とを備え、

前記ガイドローラーとして、第1ガイドローラーおよび第2ガイドローラーを備え、

前記印刷ヘッドが前記第1位置と前記第2位置との間を移動する際に、前記第1ガイドローラーは前記第1溝部分を移動し、前記第2ガイドローラーは前記第2溝部分を移動することを特徴とするラインプリンター。

【請求項 9】

ノズル面を有する印刷ヘッドと、前記印刷ヘッドを移動可能に支持するフレームを有するキャリッジと、を備えるラインプリンターにおいて、

前記キャリッジを移動させて、前記ノズル面がプラテンと対向しないヘッド待機位置に位置する印刷ヘッドを、前記プラテンと前記ノズル面との間のギャップを第1距離に維持した状態で移動させて、前記ノズル面が前記プラテンと対向するヘッド対向位置に配置し、

前記印刷ヘッドが前記ヘッド対向位置に位置するとき、前記印刷ヘッドを前記プラテンに接近する方向に移動させて、前記印刷ヘッドと前記プラテンとの間のギャップを前記第1距離よりも短い第2距離とすることを特徴とするラインプリンターの印刷ヘッド移動方法。